

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

### 【基本的な考え方】

わが国では、世界的にも例をみないスピードで高齢化がすすんでおり、2013年（平成25年）には4人に1人が65歳以上となることが予測\*されています。

また、高齢者の生活様式、価値観はますます多様化すると考えられ、地域に暮らす高齢者の福祉ニーズへの対応が求められます。

こうした中、国においては、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の5つのサービスを一体化して提供していく『地域包括ケア』の考え方にに基づき、高齢者や高齢者を取り巻く地域の事情、特性等を反映させることにより、その地域に相応しいサービス提供体制の実現につなげることを目標としています。

本市では、平成20年度に策定した「第4期藤井寺市いきいき長寿プラン」における基本方針などを基礎としつつ、社会情勢の変化や今後の高齢化への対策をよりいっそう推進するため、本市がめざすべき高齢者保健福祉の基本的な政策目標を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的とした「第5期藤井寺市いきいき長寿プラン」（以下、本計画という。）を策定することとします。

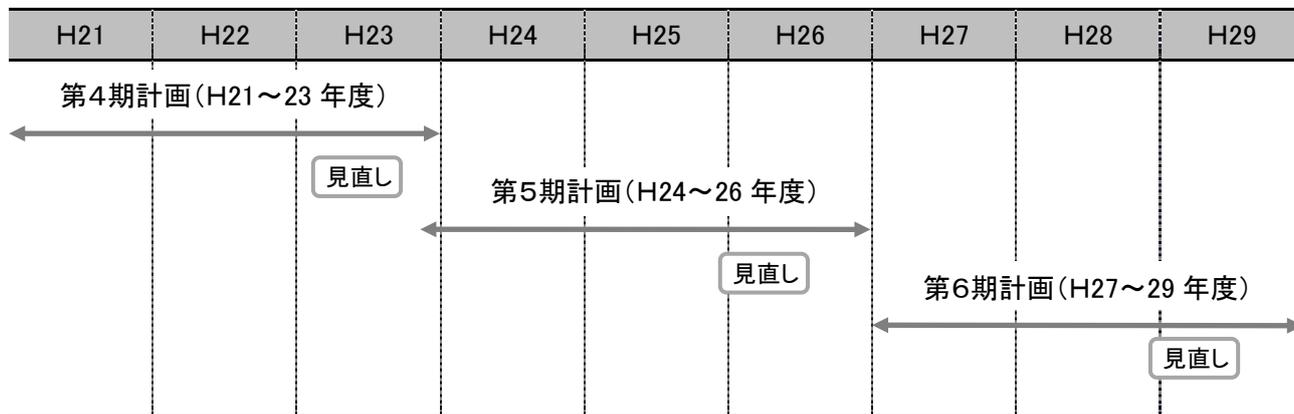
※国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」を参照

### 【計画策定にあたっての課題や留意事項】

高齢化が本格化する時期までに、高齢者が地域で安心して暮らせる『地域包括ケアシステム』の構築に取り組むことが必要です。その中で、特に地域で体制を整えることが重要と考えられる「認知症支援策の充実」「医療との連携」「高齢者の居住に係る施策との連携」「生活支援サービスの充実」の項目については、地域の実情に応じた取り組みをすすめていくことが必要です。

## 2. 計画の期間

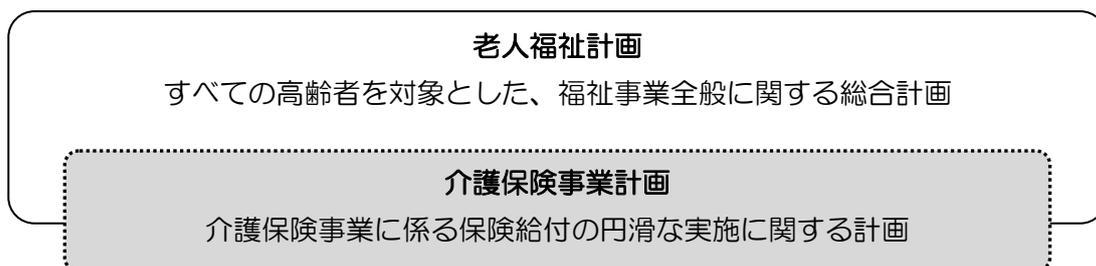
本計画は、平成 24 年度を初年度とし、平成 26 年度までの 3 年間で 1 期とする計画です。



## 3. 計画の位置づけ

### (1) 法令等の根拠

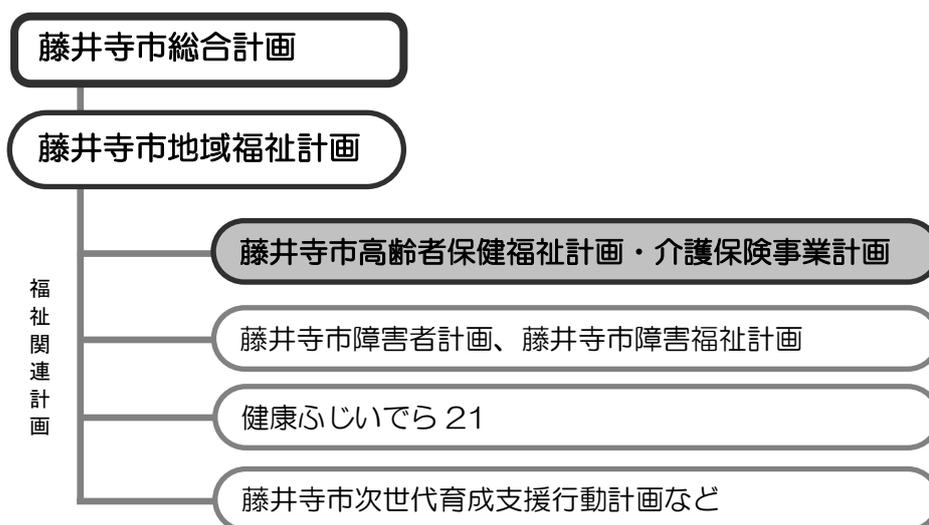
本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画と介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定したものです。



※老人保健法が平成 20 年 4 月 1 日で「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され老人保健計画策定の義務はなくなりましたが、本計画には、従来からの老人保健事業の内容を盛り込み、計画名を高齢者保健福祉計画として策定します。

## (2) 他計画との関係

本計画は、「藤井寺市総合計画」の高齢者施策の部門別計画として、また「藤井寺市地域福祉計画」、「藤井寺市障害者計画」・「藤井寺市障害福祉計画」等の関連する計画との整合を図り策定したものです。



## 4. 計画の策定体制

### (1) 高齢者日常生活圏域ニーズ調査の実施

計画策定に先立ち、今後の介護保険事業、高齢者保健福祉施策を推進していくために、アンケート調査により高齢者のかたがたの生活実態や介護保険サービスの利用意向等についての現状をたずね、市民の生活実態や今後のニーズなどを把握しました。

### (2) 藤井寺市保健福祉計画推進協議会（いきいき長寿部会）の開催

広く市民などから意見を聴取するために、市民や学識経験者、関係団体、関係機関などで組織された「藤井寺市保健福祉計画推進協議会（いきいき長寿部会）」において、本計画策定にあたっての意見交換及び、審議を行いました。

### (3) パブリックコメントの実施

広く市民などから意見を聴取し、反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

## 5. 国の制度改正について

### 【介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案の概要】

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進める。

#### 1. 医療と介護の連携の強化等

- ①医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を推進。
- ②日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
- ③単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設。
- ④保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤介護療養病床の廃止期限（平成24年3月末）を猶予。（新たな指定は行わない。）

#### 2. 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ①介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- ②介護福祉士の資格取得方法の見直し（平成24年4月実施予定）を延期。
- ③介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。
- ④公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。

#### 3. 高齢者の住まいの整備等

- ①有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加。  
※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進（高齢者住まい法の改正）

#### 4. 認知症対策の推進

- ①市民後見人の育成及び活用など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。
- ②市町村の介護保険事業計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。

#### 5. 保険者による主体的な取り組みの推進

- ①介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
- ②地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

#### 6. 保険料の上昇の緩和

- 各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

